

## 休眠預金等活用法施行に伴う貯金規定等の一部改正について

福井県 J Aバンク

J Aバンクでは、平成 30 年 1 月 1 日より施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」により、長期間利用されず、最終異動日等から 10 年を経過した貯金等（以下、「休眠貯金等」という。）を預金保険機構に移管・納付する義務が課され、納付資金が子どもの貧困対策や福祉・地域活性化の支援に使用されることとなりました。

今般、本内容を貯金規定等に追加するべく、平成 29 年 1 2 月 29 日より一部改正することといたします。

福井県 J Aバンクでは、今後ともお客さまサービスの向上につとめてまいります。

## 【対象となる規定】

①当座勘定規定	②普通貯金規定
③普通貯金無利息型（決済用）規定	④総合口座取引規定
⑤総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	⑥こども貯金規定
⑦貯蓄貯金規定	⑧納税準備貯金規定
⑨出資予約貯金規定	⑩スーパー定期貯金規定（単利型）
⑪スーパー定期貯金規定（複利型）	⑫自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
⑬自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）	⑭大口定期貯金規定
⑮自動継続大口定期貯金規定	⑯期日指定定期貯金規定
⑰自動継続期日指定定期貯金規定	⑱変動金利定期貯金規定（単利型）
⑲変動金利定期貯金規定（複利型）	⑳自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
㉑自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）	㉒積立式定期貯金規定
㉓通知貯金規定	㉔定期積金規定

## 【改正内容】

以下の内容を規定に追記いたします。

- ① 10 年以上、異動事由（入出金、通帳の記帳・発行、残高照会、顧客情報の変更等）が発生しない貯金は、「休眠貯金等」とします。
- ② 上記①については、事前に貯金等の存在をお客さまへ通知し、通知が到達しない場合や、お客様から照会がない場合等、お客さまの所在が確認できない貯金等について、預金保険機構へ当該貯金等に移管・納付します。
- ③ お客さまは、休眠貯金等とされた貯金についても、口座がある店舗の窓口で当該貯金等の払戻しをいつでも行うことが可能です。

※通帳・証書等が必要となりますので、ご持参願います。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。